

名古屋市地域生活支援拠点事業 地域生活支援拠点等

国における地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は国において、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものされています。

そして、拠点等の必要な機能として、以下の5つの機能が示されています。

【拠点等の必要な機能】

1. 相談、2. 緊急時の受け入れ・対応、3. 体験の機会・場
4. 専門的人材の確保・養成、5. 地域の体制づくり

拠点等の機能強化を図るための整備手法として、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」など、地域の実情に応じて整備を行うものとされています。

名古屋市における整備方針

名古屋市では、グループホームに短期入所を組み合わせた事業所を地域生活支援拠点事業所（以下「拠点事業所」という。）として位置づけ、障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）を中心に、既存の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携する体制を確保すること（面的整備）により、障害者の地域生活を支援していきます。

国の示す拠点等の機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」・「体験の機会・場」の機能強化のため、拠点事業所において「お助けショートステイ」・「お試しグループホーム」を実施しています。また、「地域の体制づくり」の機能強化のため、基幹センターにおいて「地域連携コーディネート事業」を実施しています。

名古屋市内の拠点事業所

令和3年4月現在、市内に8か所拠点事業所があります。

第6期障害福祉計画において、令和5年度末までに市内16か所での実施を目標としています。

[地域生活支援拠点事業所及び問い合わせ先一覧\(XLSX形式:13KB\)](#)（令和3年4月現在）

※お助けショートステイ及びお試しグループホームの利用等に関する相談は、お住まいの区の基幹センター（千種、中村、南、緑、北、西、守山、東の8区のみ。令和3年4月現在）にご相談ください。

名古屋市の拠点事業の概要

（1）お助けショートステイについて

①事業の概要

拠点等の機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」の機能強化のため、拠点事業所において短期入所1床を空床確保し、「急な」・「予定外の」事由により利用者の受入を行います。また、受入を円滑に行うため、利用者の事前登録を行います。

②事前登録の流れ

病気や事故等により日頃介護をしてくれる人が、急に不在となった時の不安がある方は、まずは、お住まいの区の基幹センターにご相談ください。



基幹センター職員が、障害の状況、病気、どのような支援が必要かといった情報などの聞き取りを行います。



拠点事業所の見学や面談を行った上で、事前登録を行います。



登録後、拠点事業所より登録証が発行されます。



③お助けショートステイの利用

項目	内容
対象者	概ね1週間以内に「急な」・「予定外の」事由のため、自宅での生活が困難となり、短期入所の利用が必要な方が対象となります。 (千種、中村、南、緑、北、西、守山、東の8区のみ。令和3年4月現在)
主な利用要件	①介護者の外出など、急な要件により一時的に不在になるとき。 ②介護者が体調不良や入院等により介護が困難となったときなど。
利用期間	原則として2週間以内。
利用方法	「急な」・「予定外の」事由がおこったときは、お住まいの区の基幹センターにご相談ください。
支給決定	お住まいの区の区役所において、「短期入所」の支給決定が必要となります。

（2）お試しグループホームについて

①事業の概要

拠点等の機能のうち、「体験の機会・場」の機能強化のため、拠点事業所において共同生活援助1床を体験用として確保し、グループホームの体験事業を行います。

②お試しグループホームの利用

項目	内容
対象者	①現在家族と一緒に暮らしている方で、将来、グループホームや一人暮らしをしたいという希望がある方。 ②施設に入所している方や精神科病床に入院している方など (千種、中村、南、緑、北、西、守山、東の8区のみ。令和3年4月現在)
利用期間	1回の利用は30日以内(1年間で合わせて50日以内)
利用方法	お住まいの区の基幹センターにご相談ください。
支給決定	お住まいの区の区役所において、「共同生活援助」(体験型)の支給決定が必要となります。

(3) 地域連携コーディネート事業

①事業の概要

拠点等の機能のうち、「地域の体制づくり」の機能強化のため、基幹センターに以下の事業を委託し、拠点事業所を始めとした地域資源との連携を図ります。

②委託内容

項目	内容
お助けショートステイの事前登録勧奨	基幹センターで把握している事前登録が必要と思われる方に対し、登録勧奨を行います。また、拠点事業の制度周知や、対象者の掘り起こしを行います。
お助けショートステイの事前登録受付	事前登録を希望する障害者等から必要事項を聞き取り、登録が必要な方の情報を拠点事業所へ提供します。
お助けショートステイの利用調整	「急な」「予定外の」事由により、お助けショートステイが必要な際の連絡窓口となり、拠点事業所への受入要請を行います。対象者でない場合や拠点事業所で受入できない場合は、他事業所等の調整を行います。
短期入所の空床情報把握拠点	事業所から短期入所の空床情報の提供を受け、障害者等や事業所からの相談、お助けショートステイ利用要請時に備えます。
お試しグループホームの利用勧奨	基幹センターで把握している対象者に対し、利用勧奨を行います。また、拠点事業の制度周知や対象者の掘り起こしを行います。
お試しグループホームの利用調整	利用希望者に対し、拠点事業所、相談支援事業所、障害者支援施設等との利用調整を行います。

家族会の皆様へ

1月16日(日)の家族会代表者会議で堀田会長から「名古屋市の地域生活支援拠点の概要」について説明がありましたので詳細な内容を掲載いたしました。堀田会長は、家族・当事者で思い悩むより、まずは「各区の障害者基幹相談支援センター」を訪問し、相談することを強調されていました。



文責：名家連事務局/堀場洋二